

保護者 各位

都城市教育委員会

学校教育課長 深江 祐史

**新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間中における学校施設開放時の日本スポーツ振興センター災害共済給付の取扱方針について（お知らせ）**

平素より、本市の教育活動に御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、学校をとおして連絡をさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業中の児童生徒の健康維持のため、下記期間での学校施設（運動場）の開放をいたします。

つきましては、臨時休業期間中における施設開放時の日本スポーツ振興センター災害共済給付（JSC）の取扱いについて、お知らせいたします。

日本スポーツ振興センター災害共済給付に加入いただいている場合、通常、学校の管理下で生じた負傷や疾病等につきましては、日本スポーツ振興センターより、その治療費や見舞金の給付が保護者の皆さまに行われます。（対象となる負傷や疾病等には条件がございます。）

今回の臨時休業期間中の施設開放時に学校施設において、児童生徒のケガ等が発生した場合につきましても、通常どおり災害共済給付の対象といたしますので連絡いたします。（ただし、通常どおり対象となる負傷や疾病等には条件がございます。）

日本スポーツ振興センター災害共済給付に加入しているお子様で、万一、今回の臨時休業期間中に開放されている学校施設においてケガ等が発生した場合は、通常どおり必要書類を御準備いただき、学校へ御提出いただきますようお願いいたします。

**【臨時休業期間中の施設開放期間】**

○小学校

日程：令和2年3月17日（火）～3月26日（木）、4月2日（木）

※土日祝日、3月25日（水）を除く

時間：10時～16時

○中学校

日程：令和2年3月17日（火）～3月26日（木）、4月2日（木）

※土日祝日、3月18日（水）を除く

時間：10時～16時

**※上記の日程及び時間外に発生したケガ等につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりませんのでくれぐれも御留意ください。**

**【文書取扱】**

青少年指導担当 栗野

Tel 0986-23-2186